

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人石川県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、医療・福祉・保健分野で、他の専門家等と協力し、医療社会事業の発展に努めるとともに会員の専門的技術の向上を図り、もってすべての人々の医療と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 医療社会事業の普及及び向上に寄与する事業
- 二 会員の専門的知識、技術の向上に関する事業
- 三 医療社会事業に必要な調査研究に関する事業
- 四 刊行物の発行に関する事業
- 五 医療ソーシャルワーカーの支援に関する事業
- 六 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者で、本会の正会員名簿に登録された者とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

一 保健・医療・福祉分野の各機関においてソーシャルワーカーの業務に現に従事する者（過去に従事したことのある者を含む。）のうち、四年制大学または大学院で学位の課程を修めた者

二 精神保健福祉士または社会福祉士となる資格を有する者

三 前各号に準じる者として理事会が承認した者

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する者とする。

(入 会)

第 6 条 本会の成立後、正会員または賛助会員になるには、本会所定の入会申込書により本会に申込みをなし、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、本会が別に定めるところによる入会金及び会費または賛助会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第 8 条 本会は、本会所定の会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置く。

2 本会が行う正会員または賛助会員に対する通知は、会員名簿に記載された通知場所にあてて行う。

(退 会)

第 9 条 正会員または賛助会員は、本会所定の退会届を本会に提出して、任意に退会することができる。

2 正会員または賛助会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、退会したものとみなす。

一 正会員が会費を滞納し、納入しないまま納入期限から 2 年を経過したとき

二 賛助会員が会費を滞納し、納入しないまま納入期限から 1 年を経過したとき

三 正会員または賛助会員が入会金を納入期限までに納入しないとき

(除 名)

第 10 条 正会員または賛助会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、除名に関する議決の前に当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

一 この定款その他の規則に違反したとき

二 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 正会員または賛助会員は、次のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失する。

- 一 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- 二 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- 三 賛助会員である団体が消滅したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がすでに納入した会費その他抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(総会の種別、構成)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、この総会をもって法人法上の社員総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(招集)

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に、臨時総会は、必要に応じて開催し、理事会の決議により会長が招集する。ただし、この定款または法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。

2 会長は、正会員の10分の1以上の者から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会招集の請求があったときは、遅滞なく総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会を招集する場合、総会の日々の2週間前までに、正会員に対し、総会の日時、場所、議事の要領を通知しなければならない。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 予算及び決算に関する事項
- 二 定款の変更に関する事項
- 三 規則の制定及び改廃に関する事項
- 四 重要財産の取得、処分及び多額の債務負担に関する事項
- 五 理事及び監事の選任または解任に関する事項
- 六 会員の除名に関する事項
- 七 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項

八 理事会において総会に付議すべき旨議決した事項

九 その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
(議長)

第16条 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 正会員は、1個の議決権を有する。

(議決要件)

第18条 総会の決議は、総議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、法令またはこの定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。

2 次の決議は、正会員の半数以上であって、総会に出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名に関する事項
- 二 定款の変更に関する事項
- 三 理事または監事の解任に関する事項
- 四 会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- 五 その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第19条 正会員は、書面をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、当該正会員は総会議決要件に関して総会出席者に算入する。

2 前項の場合、正会員は、議決権行使書面または委任状等代理権授与を証する書面を当該議決権行使にかかる総会の前までに本会に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会において選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録署名人は、議長が指名することができる。

第5章 役員

(役員)

第21条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 15名以上20名以内
- 二 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち、2名以上3名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員を登記)

第23条 本会は、理事または監事に異動（再任及び会長の住所移転を含む。）があ

った場合、当該異動があったときから2週間以内にその旨の登記手続きをしなければ

ならない。

(役員職務)

第24条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が定めた順序に

よりその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ会長が定める会務を分担し、担当する業務に当たる。

4 監事は、理事の職務執行を監査するため、理事に対して事業の報告を求め、また

はこの法人の業務及び財産の状況について調査することができる。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終

年度に関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した役員を補充として選任された者の任期は、前任者の任期

の残存期間と同一とする。

3 役員は、辞任または任期満了により退任した場合、当該退任によってこの定款に

定める役員の定数を欠くに至ったときは、後任の役員が就任するまでの間、なお役

員としての職務を行う。

(会長の再任制限)

第26条 会長は、連続して3期以上再任することができない。

(役員解任)

第27条 理事または監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問・相談役)

第28条 本会に、任意の機関として、1名以上3名以下の顧問または相談役を置く

ことができる。

2 顧問及び相談役の選任は、理事会の決議による。

(役員報酬)
第29条 役員（顧問、相談役を含む。）は、無報酬とする。ただし、会務執行上必

要となった必要経費は本会から支出することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定に関する事項
- 二 事業計画案及び予算案の決定に関する事項
- 三 理事の職務執行の監督に関する事項
- 四 会長及び副会長の選定及び解職に関する事項
- 五 理事の業務分担に関する事項
- 六 その他法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、理事会の日時、場所、目

的、その他必要な事項を各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、

招集の手続を経ることなく開催することができる。

(定足数)

第33条 理事会は、全理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長または会長が指名した副会長が行う。

(議決)

第35条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって行い、可否同数のときは

議長が決する。ただし、法令及びこの定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。

2 理事会の決議事項に関して特別の利害関係を有する理事は、議決に参加することができない。

(みなし議決)

第36条 理事が理事会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき理事及び監事の全員が同意をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会長及び監事がこれに記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。

2 事業計画及び予算は、毎事業年度開始後において総会の承認を得なければならない。

3 本会は、前項の書類を当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、計算書類についてはその承認を受けなければならない。

一 事業報告書

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

(書類の備置き)

第41条 本会は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期間、主たる事務所に

備え置かなければならない。

一 定款 永年

二 会員名簿 永年

三 事業報告書 5年間

四 決算書類(監査報告書等を含む。) 5年間

2 本会は、前項に掲げる書類以外の重要書類については、理事会で別に定めるところによって保管しなければならない。

(剰余金の分配の制限)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 本会は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。